

国指定史跡志波城跡のき損事故について

平成 26 年 3 月 6 日
教 育 委 員 会

1 趣旨

平成 25 年 12 月に、盛岡広域振興局農政部の鹿妻新堰改修工事によって、国指定史跡志波城跡内の遺構のき損事故が発生した。この度、文化庁からの許可を受け、盛岡広域振興局農政部が実施した遺構き損箇所保全のための埋戻し作業が終了したので、事故の概要と併せて報告するものである。

2 き損事故の概要

- (1) 箇 所 史跡志波城跡内 南辺外大溝跡及びその周辺
- (2) 程 度 全長約 15m, 最大幅約 1.3m, 合計面積 約 7 m²
- (3) 工事概要
 - ・発注者 岩手県盛岡広域振興局農政部農村整備室
 - ・工事名 集落基盤整備事業(地域用水型)鹿妻新堰地区第 6 号工事
 - ・工 期 平成 25 年 10 月 4 日から平成 26 年 6 月 13 日
 - ・工事内容 老朽化した農業用水路(鹿妻新堰)の改修工事
- (4) 経 緯 用水路本線から左岸の副水路に取水するための分水槽を施工する際に、史跡境界線を越えた掘削をし、地下に保護されていた遺構(外大溝跡)をき損した。
- (5) 原 因 県振興局では、整備する構造物が史跡境界に近接する設計であったにもかかわらず、現地に史跡境界を明示しなかったことや、水槽等の付帯構造物の施工方法等について施工業者に対する細部の指示・徹底等が不十分だったことなどが原因として、文化庁へ報告している。

3 経過

- | | | |
|---------------|---------------|--------------------------------|
| (1) 発生日 | 平成25年12月20日 | 施工業者が掘削した日 |
| (2) 覚知日 | 平成25年12月27日 | 県教育委員会と市教委職員が現場でき損を確認 |
| (3) 確認日 | 平成26年1月7日 | 県振興局農村整備室から説明 |
| (4) 文化庁説明 | 平成26年1月8日 | 県教委・市教委が文化庁に説明 |
| (5) き損届 | 平成26年1月9日 | 市教委、史跡き損届を文化庁に提出 |
| (6) 記者発表 | 平成26年1月10日 | 県振興局農村整備室が事故について記者発表 |
| (7) 確認調査 | 平成26年1月14日 | 市教委が遺構の状況と記録の調査を実施 |
| (8) 現状変更申請 | 平成26年1月28日 | 県が復旧のために、文化庁へ申請書を提出し説明 |
| (9) 現状変更許可 | 平成26年2月14日 | 文化庁から、遺憾通知付で現状変更許可 |
| (10) 遺構保全作業 | 平成26年2月21・22日 | 文化庁許可に基づき、県振興局農村整備室が遺構保全の埋戻し作業 |
| (11) 遺構保全完了確認 | 平成26年2月24日 | 遺構保全の埋戻し完了確認 |

4 市教育委員会の関わりと今後について

- (1) 市教育委員会は、本工事箇所に隣接する史跡の管理者である。
- (2) 県営工事における文化財の保護指導は県教育委員会が行うこととされている。市教育委員会では、県教育委員会に協力し、工程ごとに立会や指導を行ってきた。事故後は、文化財保護法に基づき、文化庁へのき損届の提出、現状把握のための遺構確認調査を実施するとともに、県が文化庁へ提出する現状変更申請書に、意見書と調査結果を添付した。また、県教育委員会とともに、遺構保全作業方法について協議の上、立会を実施した。
- (3) 今後は、工事の立会等をより一層きめ細かいものとし、貴重な文化財のき損再発防止に努める。

■ 史跡志波城跡第109次調査（き損部分記録）調査概要

- ・ 調査原因 鹿妻新堰改修工事によるき損にともなう確認調査
- ・ 調査対象地 中太田方八丁70番1（盛岡市有地）
- ・ 調査面積 約7㎡
- ・ 調査期間 平成26年1月14日
- ・ 調査体制 盛岡市教育委員会 歴史文化課（事務局および遺跡の学び館）
- ・ 検出遺構 S D010外郭南辺外大溝跡
- ・ 出土遺物 なし



平成25年12月26・27日確認状況



平成26年1月14日 史跡志波城跡第109次調査（き損部分記録）
（中央から左へ斜めに入る黒い土が外大溝跡の埋土）

■ 遺構保全埋戻し作業完了状況



平成26年2月22日
遺構保全埋戻し完了
(南東から)



平成26年2月24日
遺構保全埋戻し完了確認
(南西から)



平成26年2月24日
シート養生完了状況
(西から)